

高島市環境審議会委員応募要領

高島市では、環境の保全に関する基本的事項や重要事項について審議していただき、高島市環境審議会の委員を公募しています。

記

- ・委員の業務 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する高島市環境審議会にて意見を述べていただきます。(会議は年2～4回程度の予定)
 - (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 公害等に関する事項
 - (3) その他環境保全等に関する重要事項
- ・委員の任期 令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間で、再任することを妨げません。
- ・委員の資格 令和8年6月1日時点で、高島市内在住または在勤、在学されている方で、年齢が満18歳以上の方
- ・募集人員 2名以内
- ・報酬 高島市の規定による
- ・応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参または郵送してください。
- ・応募申込先 高島市役所 環境政策課または各支所
- ・応募期間 令和8年3月2日(月)から令和8年4月24日(金)
- ・選考方法 書類選考により決定します。また、結果については応募者全員にお知らせします。
- ・問合せ先 〒520-1592
高島市新旭町北畑 565
高島市役所 環境政策課 ☎25-8123